

佐世保市福祉医療費受給資格喪失情報の提供に関する

注意事項

〈新規登録・変更・削除について〉

- 1 情報提供期間はメールアドレス新規登録の適用開始日から削除の適用開始日までとする。ただし、申請情報は申請日の翌日に反映するので、適用開始日が申請日以前の日付である場合は前述の適用開始日を申請日の翌日に読み替える。
- 2 メールアドレスが変更された場合は、速やかに変更申請すること。
- 3 閉院等により情報提供が不要になった場合は削除申請すること。

〈メールの送受信について〉

- 4 送信エラーなどにより情報提供メールを送信できなかった場合は電話または FAX で通知するので、速やかに変更申請等の必要な措置を講ずること。
- 5 医療機関様の都合により情報提供メールを送信できなかった期間の資格喪失情報については原則として再送しない。どうしても必要な場合は個別に直接担当部署へ依頼すること。

〈資格喪失情報について〉

- 6 提供した資格喪失情報は厳重に管理し、医療機関外に情報が流出することのないよう、必要な措置を講ずること。
- 7 資格喪失日の受診分まで福祉医療費を支給する。
- 8 資格喪失の理由によっては資格喪失日が情報提供日と大幅に前後することがあります。
- 9 資格喪失日の翌々日以降、すぐに新規認定する場合もあるため、受給者証を確認する際は必ず有効期間を確認すること。